

証券コード 3192
2026年2月10日

株 主 各 位

京都市伏見区竹田向代町505番地
株 式 会 社 白 鳩
代表取締役社長 菅 原 知 樹

第54回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第54回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトアクセスのうえ、ご確認くださいようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】<https://www.shirohato.co.jp/ir/index.html>

【東京証券取引所（東証）ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

（上記の東証ウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「白鳩」または「コード」に当社証券コード「3192」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）

なお、当日ご出席されない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2026年2月25日（水曜日）午後6時30分までに到着するようにご返送くださいますようお願い申し上げます。

また、ご返送いただいた議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示があったものとしてお取り扱いいたします。

敬 具

記

1. 日 時 2026年2月26日（木曜日）午前10時
（今回の定時株主総会の日が前回の定時株主総会の日 of 的当日と著しく離れた日となりましたのは、当社が第54期（当期）より事業年度の末日を2月末日から11月30日に変更したためであります。）
2. 場 所 京都市下京区中堂寺栗田町93
京都市サーチパーク 西地区4号館2階 ルーム1
（末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。）
3. 目的事項
報告事項 第54期（2025年3月1日から2025年11月30日まで）事業報告及び計算書類報告の件
決議事項
議 案 取締役4名選任の件

以 上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎代理人により議決権を行使される場合、議決権を有する他の株主1名を代理人として株主総会にご出席いただくことが可能です。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。
 - ◎お身体の不自由な株主の同伴の方を除き、株主でない代理人及び同伴の方など、議決権を行使することができる株主以外の方はご入場いただけません。
 - ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、前記に記載の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前の事項及び修正後の事項を掲載させていただきます。
 - ◎本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。なお、電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款の規定に基づき、お送りする書面には記載しておりません。
 - ・計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」したがいまして、当該書面に記載している計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査役が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。
 - ◎今後の状況により、株主総会の運営に関して事前に株主の皆様にご案内すべき事項が生じた場合は、当社ウェブサイト（<https://www.shirohato.co.jp/>）にてお知らせいたします。

ご来場の株主様への「お土産」の配付はございません。

事業報告

(2025年3月1日から)
(2025年11月30日まで)

当社は、2025年5月29日の第53回定時株主総会の決議により、事業年度末日を従来の2月末日から11月30日に変更いたしました。

これにより、当第54期事業年度が2025年3月1日から2025年11月30日までの9ヵ月となったため、当期の事業報告においては業績に関する前期比増減の記載を省略しておりますのでご了承くださいようお願い申し上げます。

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当事業年度におけるわが国経済は、雇用・所得環境の改善などにより緩やかな回復基調が見られたものの、長引く物価上昇や実質賃金の伸び悩みなどを背景に、消費者の生活防衛意識は依然として高く、個人消費の持ち直しには足踏みが見られました。

Eコマース市場におきましては、市場規模の拡大が続く一方、物流コストの上昇や円安による仕入価格の高騰、新規参入による競争激化など、事業環境は厳しさを増しており、選別消費に対応した高付加価値商品の提供や、物流品質を含めた顧客体験の向上が競争優位の源泉となっております。

インナーウェア業界におきましても、健康志向やライフスタイルの多様化を背景に、着心地や機能性を重視するニーズが底堅く推移する一方、価格に対する感応度は高まっており、商品力と価格バランスの最適化が求められております。

このような環境のなか、当社国内Eコマース事業におきましては、仕入原価上昇に対応した価格適正化を慎重に進めつつ、日曜祝日の当日出荷体制の安定稼働など、配送サービスの利便性向上に取り組みました。また、2025年7月末に本店サイトをリニューアルし、消費者の悩みやシーン別での商品検索を可能にするなど機能を充実させ新規顧客の獲得に努めてまいりましたが、アクセス数の減少やPB（プライベートブランド）商品の伸び悩み、季節商材のNB（ナショナルブランド）商品の競争激化などにより、販売面においては厳しい状況となりました。

海外Eコマース事業におきましては、前事業年度より推進しております中国以外の東アジア圏向け展開が堅調に推移しました。

なお、売上高に占めるPB（プライベートブランド）商品及びCB（コラボレーションブランド）商品の比率は27.2%となりました。

この結果、当事業年度の売上高は4,208,482千円、営業損失は131,210千円、経常損失は149,849千円、当期純利益は314,901千円となりました。

なお、当社は、ウェブサイトでのインナーショップ事業の単一セグメントであるため、セグメントごとの記載はしていません。

売上高の概況

期 別	第53期 2025年2月期		第54期 2025年11月期	
	金額（千円）	構成比（％）	金額（千円）	構成比（％）
売上高	6,274,053	100.0	4,208,482	100.0

（注）上記の金額には消費税等は含まれておりません。

（2）設備投資の状況

当事業年度の設備投資（無形固定資産含む）の総額は、21,742千円であります。主なものは、本店サイトリニューアルへの投資であります。

（3）資金調達の状況

当事業年度における所要資金は、自己資金及び借入金でまかないました。

（4）会社が対処すべき課題

経済環境につきましては、国内需要はインバウンド効果もあり回復基調が持続する一方で、原材料や輸送のコストアップの影響が継続するほか、金融市場の変動や海外情勢のリスクなど、依然として不透明な状況が継続すると考えております。

Eコマース事業においては、個人のインターネットショッピングが日常化し、市場規模は拡大し続けるものの、事業者の立場としては競争が激化する傾向も継続すると考えております。

このような環境のもと、当社は、引き続き同業他社との差別化を図るためPB（プライベートブランド）及びCB（コラボレーションブランド）、販売チャネルにおいては当社独自の販売施策が可能である本店サイトの売上構成比を向上することによる差別化を進めてまいります。また、お客様に豊富かつ厳選された品揃えのインナーセレクトショップとしてのブランディングや、物流の利便性及び顧客対応品質を高めることで、顧客満足度の更なる向上を図ってまいります。

また、当事業年度において、エア・ウォーター株式会社が当社の親会社である株式会社歯愛メディカルの親会社となったことに伴い、当社はエア・ウォーターグループの1社となりました。歯愛メディカルの主要顧客である歯科医院をはじめとする各医療機関においては、当社の主要顧客である女性比率が高いことから、同社の販売網を活用した販路拡大には既に取り組んでおりますが、更なる成長を遂げるにより、エア・ウォーターグループ内における価値創造に貢献してまいります。

(5) 直前３事業年度の財産及び損益の状況

区 分	第51期 2022年３月１日から 2023年２月28日まで	第52期 2023年３月１日から 2024年２月29日まで	第53期 2024年３月１日から 2025年２月28日まで	第54期 (当事業年度) 2025年３月１日から 2025年11月30日まで
売 上 高 (千円)	6,354,148	6,372,684	6,274,053	4,208,482
経常利益又は経常損 失 (△) (千円)	33,178	△55,090	2,816	△149,849
当期純利益又は当期 純損失 (△) (千円)	73,891	△120,638	123,104	314,901
１株当たり当期純利益又は １株当たり当期純損失 (△)	11円10銭	△18円12銭	18円50銭	47円31銭
総 資 産 (千円)	6,287,229	5,760,981	5,959,547	5,786,639
純 資 産 (千円)	2,202,986	2,082,348	2,205,453	2,520,355
１株 当 たり 純 資 産 額	330円98銭	312円85銭	331円35銭	378円66銭

(注) 第54期（当事業年度）につきましては、事業年度の変更に伴い、2025年３月１日から2025年11月30日までの９ヵ月間となっております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

①親会社の状況

会社名	住所	資本金 (百万円)	主要な事業の内容	当社に対する 議決権比率 (%)	当社との関係
株式会社歯愛メディカル (親会社)	石川県白山市	10	歯科関連商品 通信販売等	50.60	役員等の受入 商品の販売
エア・ウォーター株式会社 (親会社の親会社)	大阪府大阪市	55,855	産業ガス関連事業 医療ガス関連事業等	(50.60)	－

(注) １．当社に対する議決権比率は、小数点以下第３位を切り捨てて表示しております。

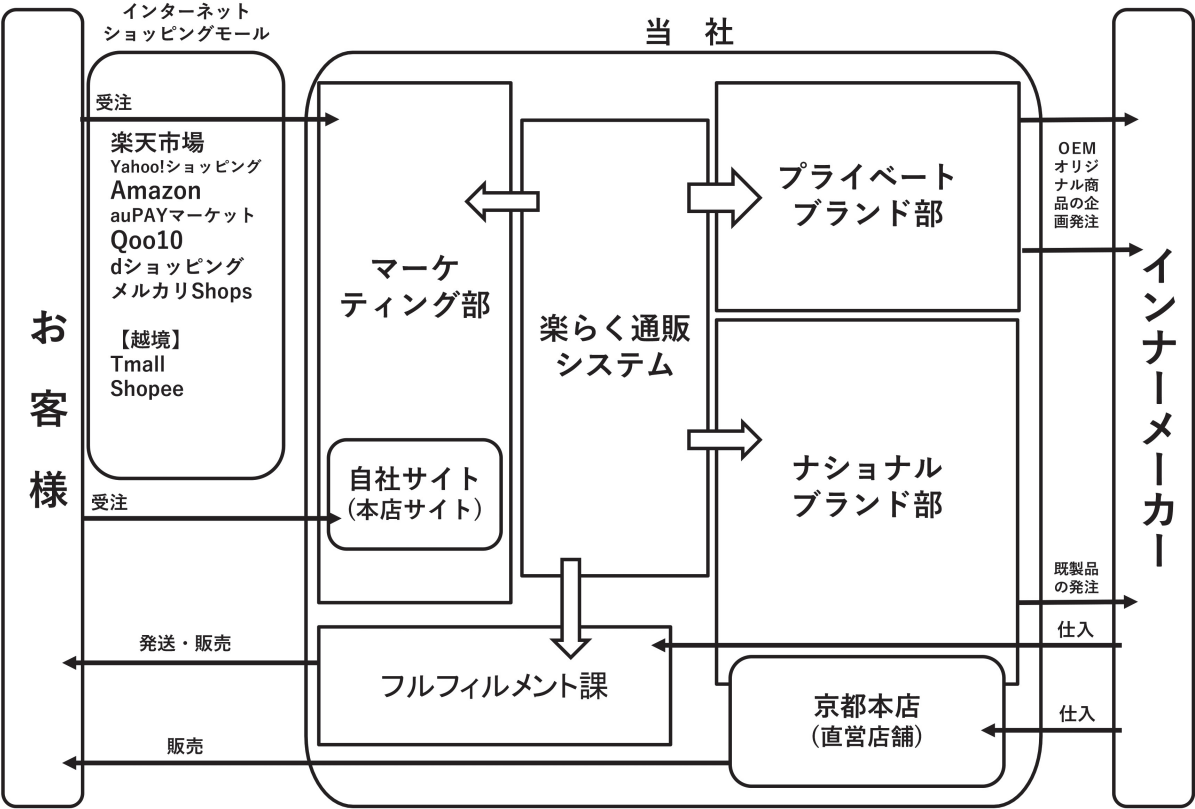
２．当社に対する議決権比率の（ ）内は、間接被所有割合であります。

②重要な子会社の状況

該当事項はありません。

(7) 主要な事業内容（2025年11月30日現在）

当社は、主に個人顧客に対し、インターネット上のさまざまなチャネルを通じてインナーウェアを提供しております。主なチャネルとして、自社サイト、楽天市場、Amazon及びYahoo!ショッピング、au PAYマーケット等のショッピングモールサイト並びに自社スマートフォンサイトがあります。また、仕入商品選定のためのアンテナショップとしての機能を持たせるとともに、WEB事業の顧客に安心感を与えることを目的として本社に併設している直営店舗を有し、インナーウェアの販売を行っております。



(8) 主要な事業所（2025年11月30日現在）

本	社	京都府京都市伏見区
営業	所	東京都渋谷区

（注）営業所につきましては、2025年12月25日をもって閉鎖しております。

(9) 従業員の状況（2025年11月30日現在）

従	業	員	数	前	期	末	比	増	減	平	均	年	齢	平	均	勤	続	年	数
			80名					3名減					40.6歳						8.3年

（注）上記従業員のほか、臨時雇用者40名が在職しております。なお、日給及び時給計算の臨時雇用者の年間平均人員については、時間換算（1人当たり1日8時間換算）により算定しております。

(10) 主要な借入先及び借入額（2025年11月30日現在）

借入先	借入額
株式会社三井住友銀行	1,658,300千円
京都信用金庫	200,000千円
株式会社京都銀行	200,000千円
株式会社りそな銀行	200,000千円

(11) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項（2025年11月30日現在）

- (1) 発行可能株式総数12,800,000株
- (2) 発行済株式の総数6,669,700株（自己株式13,738株を含む）
- (3) 株主数1,674名
- (4) 大株主（上位10名）

株主名	持株数 (千株)	持株比率 (%)
株式会社 齒愛メディアカル	3,367	50.58
池上 勝	545	8.19
伊藤 真 吾	333	5.01
弘田 了	277	4.16
田中 憲 治	196	2.94
楽天証券株式会社 共有口	90	1.35
イシザカ ト シ ユ キ	89	1.34
大野 格	62	0.93
株式会社 SBI証券	59	0.89
豊証 券 株式 会社	50	0.75

- (注) 1. 持株数は、千株未満を切り捨てて表示しております。
2. 持株比率は小数点以下第3位を切り捨てて表示しております。
3. 持株比率は自己株式（13,738株）を控除して計算しております。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況

氏 名	地 位 及 び 担 当	重 要 な 兼 職 の 状 況
菅 原 知 樹	代表取締役社長	
飯 野 利 明	取締役 ナショナルブランド部長	
山 内 昌 晴	取締役	株式会社歯愛メディカル 常務取締役 株式会社ニッセンホールディングス 取締役
清 水 恒 夫	取締役	
川 島 良 雄	監査役（常勤）	
岩 永 憲 秀	監査役	岩永公認会計士事務所 代表 ひかり監査法人 統括代表社員
平 尾 嘉 晃	監査役	弁護士法人中村利雄法律事務所社員 法テラス京都 副所長

- (注) 1. 取締役清水恒夫氏は社外取締役であります。
2. 監査役岩永憲秀氏及び監査役平尾嘉晃氏は社外監査役であります。
3. 監査役岩永憲秀氏は公認会計士・税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 監査役平尾嘉晃氏は、弁護士としての専門的な知識と幅広い経験を有するものであります。
5. 当事業年度中の監査役の異動は次のとおりであります。
- (1) 2025年5月29日開催の第53回定時株主総会終結の時をもって、監査役弘田了氏及び監査役橋本宗昭氏は任期満了により、それぞれ退任いたしました。
- (2) 2025年5月29日開催の第53回定時株主総会において、川島良雄氏は新たに監査役に選任され、就任いたしました。
6. 当事業年度末日後の担当の異動は次のとおりです。
- 2025年12月1日付で、代表取締役社長の菅原知樹氏がデジタルソリューション部を担当しております。
7. 当社は、社外取締役及び社外監査役の全員を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外役員及び取締役山内昌晴氏との間では、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金及び争訟費用の損害を当該保険契約により填補することとしております。被保険者は当社の取締役及び監査役全員であり、当該保険契約の保険料は当社が全額負担しております。ただし、当該保険契約によって会社役員の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため犯罪行為・詐欺行為・意図的な違法行為を行った場合には填補の対象としないこととしております。次回更新時には同内容での更新を予定しております。

(4) 取締役及び監査役の報酬等

① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は2021年1月13日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容の概要は次のとおりです。

a.役員報酬等の額の決定に関する方針と手続

役員報酬等については、中長期的な企業価値の向上と経営目標の達成による持続的な成長を促進するため各々の経営能力、貢献度等を考慮して決定するものとする。

役員報酬等の額または算定方法の決定に関する方針の決定権限を有する者は、取締役会の決定に基づき、代表取締役社長に一任し、取締役会により委任された代表取締役社長は、株主総会で決議された報酬総額の範囲内において、各々の経営能力、貢献度等を考慮して決定する権限を有しているものとする。

また、監査役報酬は監査役の協議により決定するものとする。

b.役員報酬等の内容

・取締役報酬

基本報酬及び譲渡制限付株式報酬で構成する。ただし、社外取締役、非常勤取締役については、監督機能強化の観点から基本報酬のみで構成する。また、基本報酬の総額は株主総会で決議された報酬総額の限度内とし、譲渡制限付株式報酬の総額は株主総会で決議された譲渡制限付株式報酬総額の限度内とし、発行または処分される当社の普通株式の総数は株主総会で決議された総数の限度内とする。

基本報酬の水準は、他社水準を参考として当社独自に設定し、各取締役の報酬については、業績、役割や責務を勘案して決定する。

基本報酬は原則として各取締役が担う役割・責務等に応じて決定し毎月現金で支払うものとする。

譲渡制限付株式報酬は原則として各取締役が担う役割・責務等に応じて決定し、また当社の当該事業年度の業績や財務状況を踏まえたうえで付与の可否を決定し、付与する場合は年1回当該事業年度終了後に付与するものとする。

譲渡制限付株式報酬は、取締役が株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有することで、中長期的な業績向上と企業価値向上への貢献意欲や士気を一層高めることを目的として付与するもので、付与の可否及び割当数は、業績を総合的に勘案し各取締役の固定報酬の額を基準として決定する。

基本報酬と譲渡制限付株式報酬の報酬構成割合は、その客観性・妥当性を担保するために、類似業種かつ類似規模である相当数の他企業における報酬構成割合との水準比較・検証を行い、当社の財務状況等も踏まえたうえで、設定するものとする。

・監査役報酬

基本報酬のみで構成する。また、基本報酬の総額は株主総会が決定した報酬総額の限度内とし、各監査役の報酬については、常勤・非常勤の別及び業務分担の状況等を勘案して監査役の協議により決定する。基本報酬は原則として各監査役が担う役割・責務等に応じて決定し毎月現金で支払うものとする。

② 当事業年度に係る報酬等の総額等

区分	対象となる 役員の員数 (名)	報酬等の種類別の総額（千円）			
			基 本 報 酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等
取 締 役 (うち社外取締役)	3 (1)	17,010 (900)	17,010 (900)	－ (－)	－ (－)
監 査 役 (うち社外監査役)	5 (3)	6,690 (2,100)	6,690 (2,100)	－ (－)	－ (－)
合 計 (うち社外役員)	8 (4)	23,700 (3,000)	23,700 (3,000)	－ (－)	－ (－)

- (注) 1. 上記支給人員及び支給額には、2025年5月29日開催の第53回定時株主総会終結の時をもって退任した監査役2名を含んでおります。
2. 取締役の支給員数は、無報酬の取締役1名を除いております。
3. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
4. 取締役の報酬限度額は、2017年11月28日開催の第45回定時株主総会において、年額100百万円以内（うち社外取締役年額20百万円以内）と決議いただいております（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）。当該株主総会終結時点の取締役の員数は7名（うち社外取締役は2名）です。また、金銭報酬とは別枠で2017年11月28日開催の第45回定時株主総会において、譲渡制限付株式報酬の額として年額40百万円以内、株式数の上限を年55,000株以内（社外取締役は付与対象外）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く）の員数は5名です。
5. 監査役の報酬限度額は、2011年11月25日開催の第39回定時株主総会において、年額20百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は2名です。
6. 取締役会は、代表取締役社長菅原知樹氏に対し各取締役の基本報酬の額及び社外取締役を除く各取締役の業績などを踏まえた譲渡制限付株式報酬の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役社長が適していると判断したためであります。

③ 当事業年度において支払った役員退職慰労金

当社は、2022年5月27日開催の第50回定時株主総会終結の時をもって取締役及び監査役の役員退職慰労金制度を廃止し、同株主総会終結後引き続いて在任する取締役及び監査役に対しては、役員退職慰労金制度廃止までの在任期間に対応する役員退職慰労金を各氏の退任時に贈呈することを決議いたしております。これに基づき、当事業年度中に退任した監査役1名に対し3,859千円の役員退職慰労金を支給しております。

なお、当該支給をもって対象となる役員への役員退職慰労金の支給は終了いたしました。

(5) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・監査役岩永憲秀氏は、岩永公認会計士事務所の代表及びひかり監査法人の統括代表社員であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・監査役平尾嘉晃氏は、弁護士法人中村利雄法律事務所の社員及び法テラス京都の副所長であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区 分 及 び 氏 名	出 席 状 況、 発 言 状 況 並 び に 社外取締役にて期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 清 水 恒 夫	当事業年度に開催された取締役会12回のうち11回に出席いたしました。出席した取締役会において、元経営者として豊富な経験と幅広い知識から、客観的・中立的立場で当社の事業運営への適切な監督・助言を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
監査役 岩 永 憲 秀	当事業年度に開催された取締役会12回のうち11回に、また、監査役会11回のうち10回に出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、主に財務・会計等に関し、公認会計士・税理士としての専門的見地から適宜発言を行っております。
監査役 平 尾 嘉 晃	当事業年度に開催された取締役会12回のうち11回に、また、監査役会11回のうち11回に出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、弁護士としての専門的見地から適宜発言を行っております。

4. 会計監査人の状況

(1) 名称 アーク有限責任監査法人

(注) 当社の会計監査人でありましたPwC Japan有限責任監査法人は、2025年5月29日開催の第53回定時株主総会終結の時をもって退任いたしました。

(2) 報酬等の額

	報 酬 等 の 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	19,750千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	19,750千円

(注) 1. 当社監査役会は、監査項目別監査時間及び監査報酬の推移並びに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、当事業年度の監査時間及び報酬額の見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項及び第2項の同意を行っております。

2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

3. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額には、親会社における連結監査の一環としてのリファード業務に係る報酬額2,750千円を含んでおります。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合には、会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

5. 会社の体制及び方針並びに運用状況に関する事項

当社が業務の適正を確保するための体制として取締役会において決議した事項は次のとおりであります。

(1) 役職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 役職員の職務の執行が、法令及び定款に適合することを確保するため、「企業理念」、「経営理念」、「基本方針」、「経営目標」を制定し、役職員はこれを遵守する。
- ② 「取締役会規程」、「就業規則」をはじめとする社内規程を制定し、役職員はこれを遵守し健全な企業経営を目指し、経営理念の実現に向け活動する。
- ③ 経営企画室をコンプライアンスの統括部署として、役職員に対する適切な教育研修体制を構築し、道徳を背景とした企業経営を目指す。
- ④ 役職員の職務執行の適正性を確保するため、社長直轄の内部監査担当を選任し、「内部監査規程」に基づき内部監査を実施する。また、内部監査担当は必要に応じて会計監査人と情報交換し、効率的な内部監査を実施する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 取締役会議事録、その他重要な書類等の取締役の職務執行に係る情報の取り扱いは「文書管理規程」等の社内規程に基づき、文書又は磁気的媒体に記録し、適切に保存及び管理する。
- ② 文書管理部署である総務部は、取締役及び監査役の閲覧請求に対して、何時でもこれら文書を閲覧に供する。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、取締役会がリスク管理体制を構築する責任と権限を有し、これに従い「リスク管理規程」を制定し、多様なリスクを可能な限り未然に防止し、危機発生時には企業価値の毀損を極小化するための体制を整備する。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 定例取締役会を毎月1回開催するほか、機動的に意思決定を行うため、臨時取締役会を開催するものとし、適切な職務執行が行える体制を確保する。
- ② 日常の職務において、取締役会の決定に基づく職務の執行を効率的に行うため、「業務分掌規程」、「職務権限規程」等の社内規程に基づき、権限の委譲を行い、各レベルの責任者が意思決定ルールに則り業務を分担する。

(5) 当社における業務の適正を確保するための体制

- ① 「企業理念」、「経営理念」、「基本方針」、「経営目標」を社内で共有し、企業価値の向上と業務の適正を確保する。
- ② 内部監査による業務監査により、会社の業務全般にわたる法令遵守と適正かつ正確化を確保する。

- (6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- ① 監査役の職務を補助すべき使用人は、必要に応じてその人員を確保する。
 - ② 当該使用人が監査役の職務を補助すべき期間中の指揮権は、監査役に委嘱されたものとし、取締役の指揮命令は受けないものとし、その期間中の当該使用人の人事評価については監査役が行うこととする。
 - ③ 当該使用人の人事異動については、事前に監査役の同意を得ることとする。
 - ④ 当該使用人の懲戒処分を行う際は、事前に監査役会に報告し、あらかじめ監査役会の承諾を得ることとする。
- (7) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他監査役への報告に関する体制及び監査役への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- ① 取締役及び使用人は、監査役会の定めに従い、各監査役の要請に応じて必要な報告及び情報提供を行う。
 - ② 監査役への報告・情報提供は速やかに文書をもって行う。
 - ③ 取締役及び使用人は、法令違反行為等又は、違反に該当する恐れがあるものについて、通常の職制ラインを通じて通報が出来ない場合は、内部通報制度の窓口である当社内部監査室、又は当社の法律顧問である松枝法律事務所に対して相談又は通報を行うものとする。
 - ④ 通報者が通報又は相談を行ったことを理由として、通報者に対して解雇その他いかなる不利益な取扱いを行わないこととする旨を社内規程に規定する。
 - ⑤ 通報者が通報又は相談を行ったことを理由として、通報者の職場環境が悪化することのないよう適切な処置を講じる旨を社内規程に規定する。
- (8) 監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項及びその他監査役職務の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ① 監査役又は監査役会が、監査の実施のために必要な費用を請求するときは、監査役又は監査役会の職務の執行に必要でないと認められる場合を除き、これに応じることとする。
 - ② 代表取締役及び内部監査担当は、監査役と定期的に意見交換を行う。
 - ③ 監査役は、取締役会をはじめ、常勤役員会等重要な会議に出席することにより、重要な報告を受け体制とする。
 - ④ 監査役会は定期的に会計監査人から監査の状況報告を受けることにより、監査環境を整備し監査の有効性、効率性を高める。
- (9) 財務報告の信頼性を確保するための体制
- ① 当社は、金融商品取引法その他適用のある国内外の法令に基づき、評価、維持、改善等を行う。

- ② 当社は、自らの業務の遂行にあたり、職務分離による牽制、日常的モニタリング等を実施し、財務報告の適正性の確保に努める。
- (10) 反社会的勢力との取引排除に向けた基本的考え方及びその整備状況
- ① 反社会的勢力との取引排除に向けた基本的な考え方
- ・ 当社の行動規範、社内規程等に明文の根拠を設け、代表取締役社長以下組織全員が一丸となって反社会的勢力の排除に取り組む。
 - ・ 反社会的勢力とは取引関係を含めて一切関係を持たない。また、反社会的勢力による不当要求は一切拒絶する。
- ② 反社会的勢力との取引排除に向けた整備状況
- ・ 「反社会的勢力との関係遮断」の基本方針において「反社会的勢力に対する姿勢」について明文化し、全役職員の行動指針とする。
 - ・ 反社会的勢力の排除を推進するために総務部を統括部署とする。
 - ・ 取引先等について、反社会的勢力との関係に関して確認を行う。
 - ・ 反社会的勢力の該当有無の確認のため、外部関係機関等から反社会的勢力排除のための情報の収集を行う。
 - ・ 反社会的勢力からの不当要求に備え、平時から警察、全国暴力追放運動推進センター、弁護士等の外部専門機関と密接な連携関係を構築する。

上記業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、次のとおりです。

当社の取締役会は、取締役4名（内、社外取締役1名）で構成されており、毎月1回、取締役及び監査役が出席する定例取締役会を開催しており、各業務執行取締役から業務執行状況の報告が行われるとともに、重要事項の審議・決議を行っております。

議場において社外取締役は、独立した立場から決議に加わるとともに、経営の監視・監督を行っており、各監査役についても同様に経営の監視を行っております。

また、常勤監査役は取締役会のほか、常勤役員会等の社内重要会議に出席するとともに、取締役から直接業務執行の状況について聴取を行い、業務執行の状況やコンプライアンスに関する問題点を日常業務レベルで監視する体制を整備しており、経営監視機能の強化及び向上を図っております。

なお、当社は、内部監査部門による内部統制の運用状況のモニタリングにおいて大幅な改善を必要とする不備は指摘されておらず、監査役会においても当該運用の状況について特段の指摘を行う事象がないことを確認しております。

~~~~~  
(注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

# 貸 借 対 照 表

(2025年11月30日現在)

(単位：千円)

| 科 目             | 金 額       | 科 目             | 金 額       |
|-----------------|-----------|-----------------|-----------|
| (資 産 の 部)       |           | (負 債 の 部)       |           |
| 流 動 資 産         | 2,664,127 | 流 動 負 債         | 2,641,333 |
| 現 金 及 び 預 金     | 643,588   | 電 子 記 録 債 務     | 108,022   |
| 電 子 記 録 債 権     | 2,842     | 買 掛 金           | 442,783   |
| 売 掛 金           | 512,357   | 短 期 借 入 金       | 1,600,000 |
| 商 品             | 1,377,854 | 1 年内返済予定の長期借入金  | 34,050    |
| 貯 蔵 品           | 27,062    | 前 受 収 益         | 84        |
| 前 渡 金           | 64        | 未 払 金           | 238,233   |
| 前 払 費 用         | 48,324    | 未 払 費 用         | 71,063    |
| 未 収 入 金         | 34,831    | 未 払 法 人 税 等     | 98,546    |
| 未 収 消 費 税 等     | 15,020    | 預 り 金           | 8,384     |
| そ の 他           | 2,880     | 契 約 負 債         | 19,087    |
| 貸 倒 引 当 金       | △700      | 賞 与 引 当 金       | 13,283    |
| 固 定 資 産         | 3,122,511 | そ の 他           | 7,793     |
| 有 形 固 定 資 産     | 3,027,843 | 固 定 負 債         | 624,951   |
| 建 築 物           | 1,801,961 | 長 期 借 入 金       | 624,250   |
| 構 築 物           | 26,218    | 繰 延 税 金 負 債     | 701       |
| 機 械 及 び 装 置     | 287,300   |                 |           |
| 工 具、器 具 及 び 備 品 | 14,517    |                 |           |
| 土 地             | 897,845   |                 |           |
| 無 形 固 定 資 産     | 83,339    | 負 債 合 計         | 3,266,284 |
| 商 標 権           | 516       | (純 資 産 の 部)     |           |
| ソ フ ト ウ ェ ア     | 82,823    | 株 主 資 本         | 2,520,355 |
| 投 資 そ の 他 の 資 産 | 11,329    | 資 本 金           | 1,196,654 |
| 出 資 金           | 810       | 資 本 剰 余 金       | 1,186,654 |
| 差 入 保 証 金       | 5,384     | 資 本 準 備 金       | 1,186,654 |
| 敷 金             | 760       | 利 益 剰 余 金       | 137,135   |
| 破 産 更 生 債 権 等   | 3,495     | 利 益 準 備 金       | 1,500     |
| 長 期 前 払 費 用     | 4,056     | そ の 他 利 益 剰 余 金 | 135,635   |
| 貸 倒 引 当 金       | △3,177    | 繰 越 利 益 剰 余 金   | 135,635   |
|                 |           | 自 己 株 式         | △87       |
| 資 産 合 計         | 5,786,639 | 純 資 産 合 計       | 2,520,355 |
|                 |           | 負 債 純 資 産 合 計   | 5,786,639 |

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2025年 3 月 1 日から  
2025年11月30日まで)

(単位：千円)

| 科 目          |         | 金 額 |           |
|--------------|---------|-----|-----------|
| 売上高          |         |     | 4,208,482 |
| 売上原価         |         |     | 2,657,501 |
| 売上総利益        |         |     | 1,550,980 |
| 販売費及び一般管理費   |         |     | 1,682,191 |
| 営業損失         |         |     | 131,210   |
| 営業外収入        |         |     |           |
| 受取利息         | 20      |     |           |
| 受取配当金        | 17      |     |           |
| 債務勘定整理益      | 229     |     |           |
| 協賛金収入        | 430     |     |           |
| 為替差益         | 978     |     |           |
| 受取手数料        | 435     |     |           |
| 助成金収入        | 1,218   |     |           |
| 受取補償金        | 129     |     |           |
| その他          | 628     |     | 4,089     |
| 営業外費用        |         |     |           |
| 支払利息         | 19,920  |     |           |
| 雑損失          | 2,807   |     | 22,728    |
| 経常損失         |         |     | 149,849   |
| 特別利益         |         |     |           |
| 固定資産売却益      | 676,976 |     | 676,976   |
| 特別損失         |         |     |           |
| 固定資産除却損      | 492     |     | 492       |
| 税引前当期純利益     |         |     | 526,634   |
| 法人税、住民税及び事業税 | 87,718  |     |           |
| 法人税等調整額      | 124,013 |     | 211,732   |
| 当期純利益        |         |     | 314,901   |

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

# 会計監査人の監査報告書 謄本

## 独 立 監 査 人 の 監 査 報 告 書

2026年1月19日

株式会社白鳩  
取締役会 御中

アーク有限責任監査法人  
富山オフィス

指定有限責任社員 公認会計士 橋本 浩史  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 篠崎 和博  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社白鳩の2025年3月1日から2025年11月30日までの第54期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 監査役会の監査報告書 謄本

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、2025年3月1日から2025年11月30日までの第54期事業年度における取締役の職務の執行に關して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
  - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
  - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書並びに計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

#### (1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

#### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人アーク有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年1月20日

株式会社白鳩 監査役会

常勤監査役 川 島 良 雄 ㊟

社外監査役 岩 永 憲 秀 ㊟

社外監査役 平 尾 嘉 晃 ㊟

株主総会参考書類

議 案 取締役4名選任の件

取締役全員（4名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役4名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者<br>番 号 | ふ り が な<br>氏 名<br>(生 年 月 日)                                       | 略 歴、 地 位、 担 当<br>(重 要 な 兼 職 の 状 況)                                                                                                                                                                                                                                                              | 所有株式数  |
|------------|-------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------|
| 1          | <div>再任</div> <div>すが わら とも き<br/>菅 原 知 樹<br/>(1978年6月2日生)</div>  | 2001年4月 (株)松山電子計算センター入社<br>2008年5月 (有)ズーティー入社<br>2011年1月 当社入社<br>2016年5月 当社ソリューション本部 情報システム部長<br>2019年5月 当社ソリューション事業部長<br>2023年3月 当社WEB事業本部長兼ソリューション事業部長<br>2023年5月 当社取締役 WEB事業本部長兼ソリューション事業部長<br>2024年3月 当社取締役 WEB事業本部長<br>2024年5月 当社代表取締役社長<br>2025年12月 当社代表取締役社長<br>デジタルソリューション部担当（現任）       | 6,000株 |
| 2          | <div>再任</div> <div>いい の とし あき<br/>飯 野 利 明<br/>(1965年2月28日生)</div> | 1987年4月 (株)ニコル入社<br>2008年3月 (株)ビーズリテイリング（現(株)ビーズインターナショナル）入社<br>2014年7月 (株)スローアートワークス入社<br>2015年3月 当社入社 社長室兼商品事業部長<br>2016年5月 当社事業開発改革室 部長<br>2020年3月 当社商品本部 仕入事業部長<br>2021年3月 当社商品事業本部 仕入事業部長<br>2024年5月 当社取締役 商品事業本部長<br>2024年9月 当社取締役 仕入事業部長兼ブルーミングスタイル事業部長<br>2025年3月 当社取締役 ナショナルブランド部長（現任） | 3,800株 |

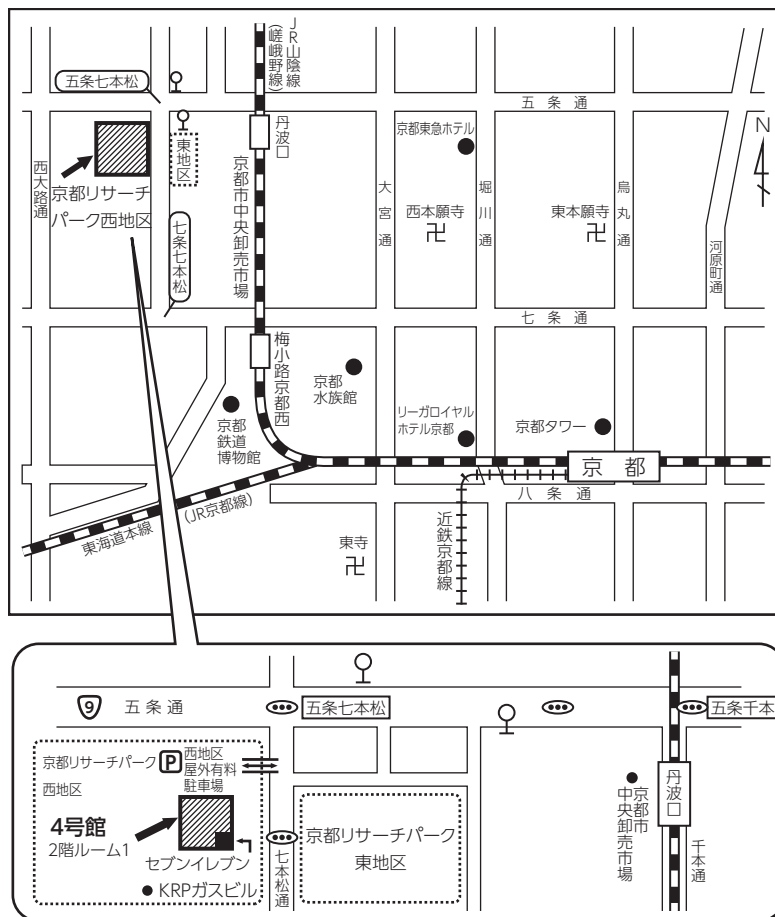
| 候補者<br>番 号 | ふ り が な<br>氏 名<br>(生 年 月 日)                                                                 | 略 歴、 地 位、 担 当<br>(重 要 な 兼 職 の 状 況)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                | 所有株式数 |
|------------|---------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|
| 3          | <div>再任</div> <p>やま うち まさ はる<br/>山 内 昌 晴<br/>(1964年5月25日生)</p>                              | <p>1988年4月 村井眼鏡工業(株) (現(株)村井) 入社<br/> 1994年3月 同社取締役 海外事業部長兼経営企画室長<br/> 2003年11月 新道繊維工業(株) (現(株)SHINDO) 入社<br/> 2005年7月 同社執行役員 日欧米事業統括<br/> 2012年3月 同社繊維カンパニー長<br/> 2015年5月 (株)箔一入社<br/> 2015年11月 同社取締役 社長室長<br/> 2019年10月 (株)歯愛メディカル入社<br/> 2020年3月 同社執行役員 人事部長<br/> 2021年3月 同社常務取締役 (現任)<br/> 2024年5月 当社社外取締役<br/> 2024年7月 (株)ニッセンホールディングス取締役 (現任)<br/> 2024年12月 当社取締役 (現任)</p> <p>(重要な兼職の状況)<br/> (株)歯愛メディカル 常務取締役<br/> (株)ニッセンホールディングス 取締役</p> | 一株    |
| 4          | <div>再任</div> <div>社外</div> <div>独立役員</div> <p>し みず つね お<br/>清 水 恒 夫<br/>(1948年10月30日生)</p> | <p>1971年3月 (株)ワコール (現(株)ワコールホールディングス)<br/>入社<br/> 1983年12月 ホンコンワコール(株)社長<br/> 1991年1月 ワコールフランス(株)社長<br/> 2002年6月 (株)ワコール執行役員 ワコールブランド事業本<br/>部大阪店(専門店担当) 店長<br/> 2005年6月 同社常務執行役員<br/>ワコールブランド事業本部長<br/> 2006年4月 (株)ワコール専務執行役員<br/> 2006年6月 同社取締役・専務執行役員<br/> 2008年4月 同社取締役・専務執行役員<br/>営業統括担当補佐<br/> 2008年6月 (株)ワコールホールディングス取締役<br/> 2013年7月 当社顧問<br/> 2013年11月 当社社外取締役 (現任)</p>                                                                  | 一株    |

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 山内昌晴氏は、現在当社の親会社であります株式会社歯愛メディカルの業務執行者であり、過去10年間に於いても同社の業務執行者でありました。なお、同氏の同社における現在及び過去10年間の地位及び担当は、上記「略歴、地位、担当（重要な兼職の状況）」欄に記載のとおりであります。
3. 清水恒夫氏は、社外取締役候補者であります。
4. 清水恒夫氏を社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要は、元経営者として豊富な経験と幅広い知識を有していることから、客観的・中立的立場で当社の事業運営への適切な監督・助言をいただけるものと期待したためであります。
5. 清水恒夫氏は、現在当社の社外取締役であります。同氏の社外取締役としての在任期間は、本總會終結の時をもって12年3ヶ月となります。なお、当社は清水恒夫氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。同氏の再任が承認された場合は、引き続き独立役員とする予定であります。
6. 当社は、山内昌晴氏及び清水恒夫氏との間で責任限定契約を締結しており、両氏の再任が承認された場合、両氏との間の当該契約を継続する予定であります。
- なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。
7. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金及び争訟費用の損害を当該保険契約により填補することとしております。各候補者が取締役を選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

以 上

# 株主総会会場ご案内図

会場：京都市下京区中堂寺粟田町93  
 京都リサーチパーク 西地区4号館2階 ルーム1



- J R 京都駅より
  - (1) J R 山陰線（嵯峨野線）丹波口駅下車 西へ徒歩 5 分
  - (2) タクシーで約10分
  - (3) 市バス乗り場C 5  
 73系統（洛西バスターミナル行）、75系統（映画村、山越行）  
 約15分、京都リサーチパーク前下車、西へ徒歩 5 分
- J R 丹波口駅より 西へ徒歩 5 分

ご来場の株主様への「お土産」の配付はございません。